

5) 法動態部門

水野 浩二（教授・基礎法）

センターの部門に関連した研究活動およびそのアウトプットについて。

(1) 法学部では、Undergraduate レベルの日本法入門を英語にて提供してほしいという需要がさまざまな形で存在していたが、近年は開講実績がなかった。このたび全学でのスーパーグローバル大学構想のスタートを受け、平成 28 年度よりさしあたりサマーインスティテュート (SI2016) 科目として「日本法入門」(Introduction to Japanese law) をオムニバス形式で開講することとした。

(2) その準備を念頭に、執筆者が代表者となって「平成 27 年度総長室事業推進経費によるプロジェクト研究」を申請して採択され、当該予算を用いながら以下の作業・分析を行った。①英語による(日本)法授業の先進例の調査・分析 国内複数大学のご協力を得て、授業の視察・参加学生へのインタビュー・教員との意見交換を行った。授業の具体的内容・メソッドについては、90 分すべてを一方的講義で展開することは、学生の集中力や教員の負担を考えれば現実的でなく、ディスカッションの比重が大きいのが通例である。需要はあるにもかかわらず入門レベルのスタンダードなテキストが存在しないことが、担当教員の負担を増す大きな要因となっている、などの知見を得た。②本学協定校であるブレーメン大学(ドイツ)法学部のベネディクト・ブフナー教授による FD(模擬授業)を実施した。③ディスカッションを主体にした授業展開のためには、学生が十分に前提知識について予習をしてくる必要がある(いわゆる反転授業)が、上述のように適切な標準的教材は存在しない。そこで、将来の教材としてのポテンシャルを考慮のうえ、Thinkboard システム(PowerPoint スライドに音声のをせたもの)による予習用教材を SI2016 担当教員の有志で作成した。作成には本学オープンエデュケーションセンターの全面的なご協力をいただいた。

自身の研究活動およびそのアウトプットについて。

科学研究費基盤 C「当事者のために介入する裁判官の歴史的系譜」の最終年度にあたり、明治民訴法期における民事訴訟実務での実務法曹(や当事者本人)のパフォーマンスや問題意識について、前年度に引き続き法曹メディア(法律新聞)の記事を検討し、おもに釈明権の行使と職権探知をめぐる当時の実務の実態とそれに対する実務法曹たちの問題意識の分析を試みた。すでに抽出していた記事(約 1,550 件)につき、①釈明権の行使、②職権探知、③口頭審理、④裁判官の資質、⑤西洋近代法へのスタンスという観点から分類、整理をまずおこない、次いで具体的な分析を行った。

その他(教育活動ほか)

上記センター関連の研究活動が、教育の実施に深いかわりを持つものであるため、そちらを参照されたい。

論文

論文標題	雑誌名	発行年	頁
書評 上田理恵子「一九世紀後半 オーストリア民事訴訟における口 頭審理と法曹たち」	法制史研究 64 号	2015 年	521－524 頁

学会発表

発表課題	学会等名	年月日	発表場所
『法律新聞』にみる釈明権行使の 実態(明治 33～大正 15 年(1900 ～26))	第五回ローマ法研究会	2016 年 3 月 19 日	京都大学法 学部